（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,000	23,100	2,025	1,815	1,605	1,395	1,180	970	760	595	7,620	651
23,100	23,200	2,045	1,835	1,625	1,410	1,200	990	780	605	7,670	659
23,200	23,300	2,065	1,850	1,640	1,430	1,220	1,005	795	615	7,720	667
23,300	23,400	2,080	1,870	1,660	1,445	1,235	1,025	815	625	7,780	675
23,400	23,500	2,100	1,890	1,675	1,465	1,255	1,045	830	635	7,830	683
23,500	23,600	2,115	1,905	1,695	1,485	1,270	1,060	850	640	7,880	691
23,600	23,700	2,135	1,925	1,715	1,500	1,290	1,080	870	655	7,930	699
23,700	23,800	2,155	1,945	1,735	1,520	1,310	1,100	890	675	7,980	707
23,800	23,900	2,175	1,965	1,755	1,540	1,330	1,120	910	695	8,030	715
23,900	24,000	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	715	8,080	723
24,000円		2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	1,150	940	725	8,130	731
24,000円を超え26,500円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20％に相当する金額を加算した金額								8,130円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	731円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10％に相当する金額を加算した金額
26,500円		2,705	2,495	2,285	2,070	1,860	1,650	1,440	1,225		981
26,500円を超え32,500円に満たない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23％に相当する金額を加算した金額									981円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20％に相当する金額を加算した金額
32,500円		4,085	3,875	3,665	3,450	3,240	3,030	2,820	2,605		2,181
32,500円を超え57,500円に満たない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額									2,181円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25％に相当する金額を加算した金額

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上　未満	税額								税額	税額
57,500円	円 12,335	円 12,125	円 11,915	円 11,700	円 11,490	円 11,280	円 11,070	円 10,855	円 21,530	円 8,431
57,500円を超え71,000円に満たない金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								21,530円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額	8,431円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
71,000円	円 17,850	円 17,640	円 17,430	円 17,215	円 17,005	円 16,795	円 16,585	円 16,370		
71,000円を超え72,500円に満たない金額	71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									
72,500円	円 18,630	円 18,420	円 18,210	円 17,995	円 17,785	円 17,575	円 17,365	円 17,150		
72,500円を超え73,500円に満たない金額	72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									
73,500円	円 19,210	円 19,000	円 18,790	円 18,575	円 18,365	円 18,155	円 17,945	円 17,730		
73,500円を超え75,000円に満たない金額	73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									
75,000円	円 19,990	円 19,780	円 19,570	円 19,355	円 19,145	円 18,935	円 18,725	円 18,510		
75,000円を超え116,500円に満たない金額	75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									